

## 大槌町林地再生対策協議会及び幹事会設置要綱

### (目的)

第1条 令和8年4月22日に大槌町で発生した大規模林野火災により被災した森林について、森林の有する多面的機能の回復を図ることにより、町民の生活及び環境を保全するため、林地再生に係る基本方針及び計画に関する事項を協議する場として、大槌町林地再生対策協議会（以下「協議会」という。）及び幹事会を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 林地再生に係る基本方針及び計画に関すること。
- (2) 林地再生に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
- (3) その他林地再生に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表2に掲げるオブザーバーの出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (会議)

第4条 協議会は、必要に応じて町長が招集し、議長となる。

- 2 町長に事故があるときは、副町長がその職務を代理する。
- 3 副町長に事故があるときは、産業振興課長がその職務を代理する。

### (幹事会の設置)

第5条 幹事会は、協議会に付議する事項について、調整及び必要な整理を行うため、設置する。

### (幹事会の所掌事項)

第6条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会に付議する事項の整理に関すること。
- (2) 関係主体間の連絡調整に関すること。
- (3) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

### (幹事会の組織)

第7条 幹事会は、協議会を構成する関係機関の職員をもって構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (幹事会の会議)

第8条 幹事会は、必要に応じて大槌町産業振興課長が招集し、議長となる。

### (事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、産業振興課に置く。

### (公表)

第10条 協議会において整理した事項は、必要に応じて公表し、関係者との共有を図るものとする。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

別表1（協議会構成員）

構成機関	構成員
大槌町	町長 副町長 産業振興課長
岩手県	農林水産部林業振興課総括課長 農林水産部森林整備課総括課長 農林水産部森林保全課総括課長 沿岸広域振興局農林部長
林野庁	東北森林管理局三陸中部森林管理署長
環境省	三陸復興国立公園管理事務所大船渡管理官事務所国立公園管理官
林業関係団体	釜石地方森林組合代表理事組合長
その他	町長が必要と認める者

別表2（オブザーバー）

構成機関	構成員
林野庁	森林整備部整備課 森林整備部治山課 東北森林管理局
林業関係団体	岩手県森林組合連合会 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター盛岡水源林整備事務所
その他	町長が必要と認める者